

八代市立八代支援学校
いじめ防止基本方針

令和8年3月改訂

[目 次]

- 1 本校のいじめ防止基本方針について
- 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめのとらえ方
 - (2) いじめの未然防止について
 - (3) いじめの早期発見について
 - (4) いじめへの対処について
 - (5) 家庭や地域住民との連携について
 - (6) 関係機関との連携について
- 3 本校におけるいじめ防止等のための取組
 - (1) いじめ防止等の対策のための組織
 - (2) いじめの未然防止のための取組
 - (3) いじめの早期発見のための取組
 - (4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画
 - (5) 学校におけるいじめへの対処
 - (6) いじめ問題対処の流れ
 - (7) いじめの防止等への取組の評価
- 4 重大事態への対処
- 5 基本方針の見直し及び公表

1 本校のいじめ防止基本方針について

本校は、校訓「楽しく 仲よく 元気よく」の下、一人一人の教育的ニーズに応える根拠に基づく教育を通して、自立し社会参加するための基礎を育むことを目指している。

そのために、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な教育活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合に適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校は、昭和48年に知的障がい児童生徒を対象として開校し、小学部と中学部を設置した。平成16年には高等部を設置し、小中高の連携を図りながら教育目標の実現に向けて活動を行っている。障がいに基づく様々な困難を改善・克服するために必要な教育を通し、一人一人の能力と可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための生きる力を培うことを目指すと同時に、地域や関係機関との連携の下、小中高の一貫した教育活動を実践している。

また、地域の小中学校や児童生徒の居住地校との交流及び共同学習はもとより地域の行事に参加し、地域社会との交流を積極的に進めている。これらの活動を通して児童生徒の社会性を高めるとともに、近隣の学校や地域に対して障がいのある児童生徒の理解と啓発を進めている。

そして、「いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にでも起こり得る。」という認識を全ての教員がもち、児童生徒を複数の教員で担当する体制の下、小さな変化を見逃さず対応している。また、連絡帳や家庭訪問にて家庭との連携を密にすることで、自分の気持ちや状況を言葉でうまく表現することが難しい児童生徒に対しても適切な対応ができるように努めている。好ましい人間関係を築き、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

(1) いじめのとらえ方

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

具体的ないじめの態様として以下のようなものが想定される。

(ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

(イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる

- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品を要求される
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(2) いじめの未然防止について

すべての児童生徒に対して、いじめを許すことなく、心の通い合う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行っていく。

特に、障がい特性等に配慮が必要な児童生徒については、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら組織的に指導する必要がある。

併せて、学校や社会の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通い合う人間関係を構築する能力を養っていく。

さらに、未然防止の観点から児童生徒が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てることや、自己有用感や充実感を感じられる機会をつくることに努めていきたい。

いじめの防止には、いじめ問題への取組の重要性についての認識を広め、学校、家庭、地域社会が一体となって取組を推進するための普及啓発にも積極的に取り組んでいく。

(3) いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。また、わずかな兆候であってもいじめを疑い、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的に認知することが大切である。

学校では、複数回のアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知などにより、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して児童生徒を見守る環境を作っていく。

(4) いじめへの対処について

いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、組織的な対応を行う。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

そして、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒を始めとする他の児童生徒との関

係の修復を経て、周りの集団が好ましい集団活動を取り戻し、その状況が継続していることをもっていじめが解決されたものと判断する。

(5) 家庭や地域住民との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築するように努める。

(6) 関係機関との連携について

警察や児童相談所等との有効性のある連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者との窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

3 本校におけるいじめの防止等のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

いじめ不登校対策委員会において、いじめに関する防止等の対策をする。

【 いじめ不登校対策委員会 】

[役割]

- ① 学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ② いじめの相談・通報の窓口
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ④ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

[いじめ発生時の組織編成]・・・情報集約担当者(生徒指導主事)

校内対応チーム・・・校長 教頭 主幹教諭 生徒指導主事 生活指導部長
当該学部主事 当該学級担任・担当
特別支援教育コーディネーター 保健主事

拡大対応チーム・・・スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー
人権擁護委員 民生委員 警察(八代警察署)

(2) いじめの未然防止のための取組

ア 居場所づくり(分かる授業)、絆づくりの実践

児童の実態を十分に把握し安心できる学級経営に努める。楽しい・分かる・できる授業の実践に努め児童生徒一人一人が成就感や充実感を持てる授業の実践に努める。

イ 道徳教育の充実

「特別の教科道徳」の授業を実践し、児童生徒の自己有用感を高め、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

ウ 小中高連携教育の取組

小学部・中学部・高等部に分かれているため、それぞれの学部での児童生徒理解と学部連携によるいじめ対策、対応に取り組む。いじめ不登校対策委員会を随時実施し、事例検討といじめの早期発見に努める。

エ 体験活動の充実

体験は、子どもたちの成長の糧であり、生きる力を育む基礎となりうるものである。自然や社会や人々との関わりの中で、豊かな人間性や価値観の形成を培っていく。児童生徒の成長の過程や集団の特性を踏まえ取り組む。

オ 校内研修の取組

人権教育に関する研修計画を立て、年間を通した職員の研修を深める。校内における校内人権教育研修と共に校外研修にも積極的に参加し、人権意識の向上を目指すものとする。

(3) いじめの早期発見のための取組

ア アンケート及び教育相談の実施

- ・児童生徒に分かりやすく説明をしながら、アンケートをとる。
- ・児童生徒との教育相談を実施し、児童生徒の思いに寄り添う。
- ・保護者との面談を行い、児童生徒の生活や学習について共有する。

イ 校内相談窓口の設定と周知

児童生徒や保護者の思いを受け止めるために、担任や学部職員・養護教諭などの日常的に関わる教師に加えて、コーディネーターも窓口となることを周知し、気軽に相談できる環境を整える。保護者にはPTA総会等において知らせる。

ウ 電話相談窓口等の周知

保護者や地域からの相談は教頭が窓口となり対応する。

エ 特別支援教育の視点から

- ・個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、児童生徒の実態をしっかり把握する。
- ・児童生徒の様子に目を配り、児童生徒の変化をしっかり捉えながら支援する。また、児童生徒に自分の思いを伝えるためのスキル学習など児童生徒の実態に応じて取り組む。
- ・自分の思いを表現することが苦手な児童生徒においては、教職員、保護者、児童生徒の主治医、専門機関と連携を図り、きめ細かな情報の収集や共有に努める。
- ・日頃から児童生徒のことを共有できる教職員同士の関係を大切にする。

オ 日々の観察

- ・登校時の心身の健康状態の把握を行い、本人や保護者の情報を受け止める。
- ・毎日の健康観察を丁寧に行う。表情や言動に違和感を感じた際には、しっかり話を聞いたり、様子を観察したりする。
- ・児童生徒の日常の行動観察をしっかり行い、表情や行動、友だちとの関わり方などの細かなサインを見逃さない。
- ・連絡帳や電話、家庭訪問などを通して、保護者と連携し、児童生徒の情報を共有する。
- ・職員会議や学部ごとの「みつめる会」で、配慮が必要な児童生徒について知らせ、全職員で支えていく体制を取る。

(4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画

	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	いじめ不登校対策委員会の内容	保護者・地域との連携
通年	朝の会 道徳の授業 人間関係づくり 高等部集会 児童集会・学部集会 学部会 職員会議 みつめる会	健康観察 児童生徒の情報交換 日常の観察	児童生徒についての情報交換と課題の検討	授業参観 PTA総会 学部懇談 家庭訪問 生活指導連絡協議会
4月	歓迎遠足 家庭訪問、授業参観 PTA総会などでの保護者向け啓発	学年・学級づくり 人間関係づくり 家庭訪問、授業参観	いじめ不登校対策委員会の位置づけ、組織、活動内容について	進路面談 家庭訪問 授業参観
5月		心と体の振り返りシート		中学校区レポート研
6月	運動会 現場・校内実習(高)心のきずなを深める月間の取組、教育相談 授業参観、学級懇談	運動会 心のきずなを深める月間の取組、教育相談 授業参観、学級懇談	運動会の様子について 子どものサインチェックリストの実施および結果について	運動会 子どものサイン発見チェックリストの配布
7月	個人面談	個人面談	1学期の事例検討及び個人面談の結果について	販売学習(中) 小中特音楽会 福祉サービス事業 説明会 進路面談
8月				
9月	現場実習(高)			
10月	秋まつり	秋まつり	秋まつりの様子について	秋まつり
11月	現場・校内実習(高)授業参観、学級懇談	授業参観、学級懇談	心のアンケートの実施について	学校保健委員会 Aブロック授業研
12月	人権月間、心のアンケート実施、個人面談	人権月間、心のアンケート実施、教育相談、個人面談	心のアンケートの結果について 2学期の事例検討及び個人面談の結果について	子どものサイン発見チェックリストの配布 進路面談 子ども人権集会
1月	職員人権教育研修			書写展示会
2月	授業参観、学級懇談	授業参観、学級懇談		授業参観 工作展示会
3月	人権教育校内レポート研 個人面談	個人面談	年間反省、次年度の取組に向けて	進路面談

(5) 学校におけるいじめへの対処

職員間に「報告」「連絡」「相談」を徹底する。

- ①担任から学部主事、主幹教諭、教頭、校長へ「いじめ発見」の報告を行う。
- ②直ちに「いじめ不登校対策委員会」を開き、事実の把握と対応の方針を決定する。

ア いじめについての事実確認

- ・校内対応チームは、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ・校長は、緊急職員会議を開き、情報や対策の方針を示す。
- ・校内対応チームは、複数対応でいじめを受けた児童生徒やいじめを行ったとされる児童生徒に対して、事情を確認した上で適切な対応を行う。
- ・校内対応チームは、全職員に対して経過報告を行う。
- ・教頭から家庭や教育委員会への連絡・報告を行う。

イ いじめられている児童生徒への対応

- ・校内対応チームは、事実確認とともに、つらい気持ちを受け止め、共感することで心の安定を図る。
- ・「いじめられている児童生徒を守り通す」「秘密を守る」という姿勢で対応する。その際、担任を中心に学級や学部における居場所づくり、人間関係づくりに取り組む。また、心のケアについては、養護教諭などを中心に、不登校等の重大事態に進行しないよう、細やかな配慮を行う。

ウ いじめたとされる児童生徒への対応

- ・校内対応チームから複数で、いじめたとされる児童生徒に事情を確認し、適切な指導と支援を行う。
- ・いじめた気持ちや状況などについて十分話を聞き、児童生徒の背景にも目を向ける。
- ・心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなどの一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられている側の気持ちを認識させる。

エ 周囲の児童生徒への対応

- ・いじめの事実が判明したなら、当事者だけの問題にとどめず、学級、学部、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を

促す。

- ・「いじめは決して許さない。」という毅然とした姿勢を学級および学部、学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定しているということを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動だと理解させる。
- ・いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料をもとに話し合い、自分たちの問題として意識させる。

オ いじめを受けた児童生徒の保護者への対応

- ・校内対応チームから、担任と学部主事などの複数対応で事実関係を示す。
- ・保護者と面談を行い、今後の学校の具体的な対応について相談する。
- ・いじめを受けた心の痛みが改善されるように、場合によっては、児童生徒の主治医や専門機関との連携を図る。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭での児童生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談していただくようお願いする。

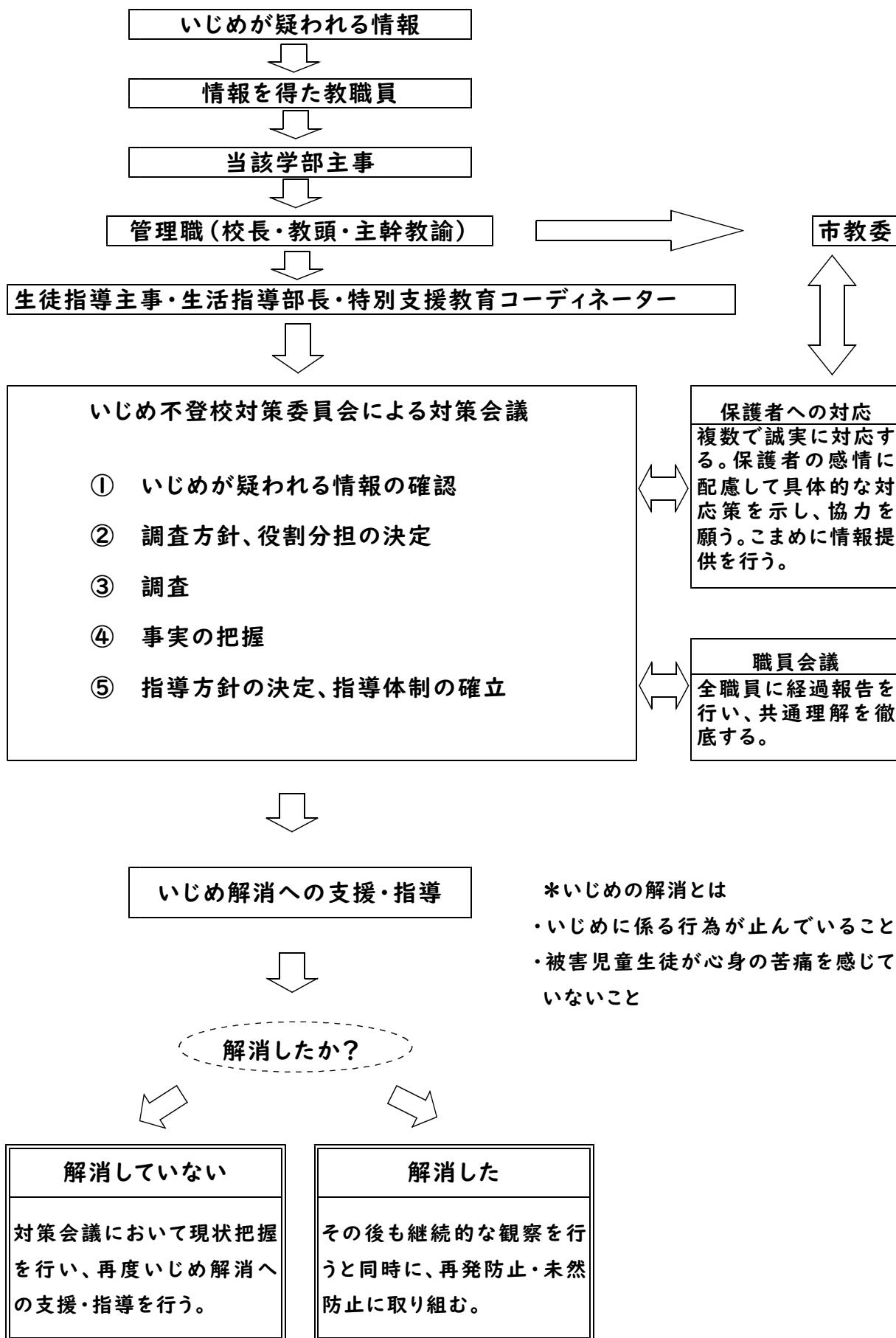
カ いじめた児童生徒の保護者への対応

- ・校内対応チームから、担任と学部主事等の複数で対応する。
- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である。」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導をお願いする。
- ・児童生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

キ 保護者全体への対応

- ・誤った情報の流出や情報が錯綜しないように十分な対応及び配慮を行う。
- ・説明会を実施する必要がある場合は、期間を置かずに早急に行い、学校への不信感が生じないよう十分配慮する。

(6) いじめ問題対処の流れ



(7) いじめの防止等への取組の評価

- ・年度初め「八代支援学校いじめ防止基本方針」の確認を行う。
- ・いじめ不登校対策委員会を随時に開き、いじめ防止等における児童生徒の実態把握を行い共有、評価する。

4 重大事態への対処

重大事態の意味

法第28条より抜粋

- 1 いじめにより在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(1) 重大事態とは以下のような状況を示す。

- 児童生徒が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめを原因とする年間30日以上の不登校状況が見られる場合（ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する場合もある。）
- 上記のことについて児童生徒や保護者から申立てがあった場合

(2) 重大事態が発生した場合、市教育委員会に報告するとともに、校長のリーダーシップのもと、当該事案に対処する組織を設置する。また、事案によっては、いじめ不登校対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家等（拡大対応チーム）を加えて「緊急いじめ対策委員会」を組織し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会と緊密に情報共有を行い、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉等の専門家等で構成する「いじめ防止等対策委員会」等と連携して対応する。いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 重大事態に対する平時からの備え

重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から、重大事態とは何か、どう対処すべきか認識しておく。

さらに、いじめを重大化させないよう、いじめ防止及び早期発見・早期対応に取り組む。

5 基本方針の見直し及び公表

学校の基本方針が適切に機能しているかどうかについて、いじめ不登校対策委員会等の組織を用いて点検を行い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講じる。

学校は、学校における基本方針の策定状況を公表する。

(R8.3.25改訂)